

個人情報ファイル簿

整理番号	2234	
個人情報ファイルの名称	埼玉県全国通訳案内士登録簿	
実施機関の名称	知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	観光課	
個人情報ファイルの利用目的	全国通訳案内士の登録及び登録証の作成を適正に行うため	
記録項目（個人情報ファイルに記録される項目）	1 登録番号、2 登録年月日、3 氏名、4 生年月日、5 住所、6 合格した外国語の種類、7 代理人（非居住者に限る）、8 備考	
記録範囲（本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲）	全国通訳案内士資格登録者	
記録情報の収集方法（個人情報ファイルに記録される個人情報の収集方法）	本人から提出された全国通訳案内士登録申請書、登録事項変更届出書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無	
記録情報の経常的提供先（記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先）	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	課所名	観光課
	所在地	さいたま市浦和区高砂 3－1 5－1（第二庁舎 1 階）
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	根拠法令	—
	内容	—
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別		電算処理ファイル
（電算処理ファイルである場合） 利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	課所名	観光課
	所在地	さいたま市浦和区高砂 3－1 5－1（第二庁舎 1 階）
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	課所名	—
	所在地	—

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案 をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれていると きは、その旨	無
備考	

個人情報ファイル簿

整理番号	2381	
個人情報ファイルの名称	旅行業登録台帳	
実施機関の名称	知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	観光課	
個人情報ファイルの利用目的	旅行業法に基づく登録制度を適正に実施するため	
記録項目（個人情報ファイルに記録される項目）	1 登録番号、2 営業所、3 氏名、4 商号、5 所在地、6 代表者、7 電話番号、8 登録年月日、9 協会、10 供託金、11 有効期限、12 期限日までの残、13 決算月、14 取引報告の提出期限、15 取引報告提出日、16 自己点検表、17 実績報告、18 管轄、19 F A X、20 法人・個人、21 最新変更内容、22 基準資産額不足履歴、23 備考、24 E-mail、25 抹消年月日、26 抹消事由、27 立入検査、28 官報掲載日、29 営業保証金取戻証明書交付年月日、30 事業者との取引にて必要事項を記載した書面を交付しているか、31 約款変更届、32 募集型企画旅行予定、33 事業者を相手方とする受注型企画旅行契約の部約款追加	
記録範囲（本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲）	旅行者、旅行業代理業者及び旅行サービス手配業者	
記録情報の収集方法（個人情報ファイルに記録される個人情報の収集方法）	申請者から提出された登録申請書及び登録事項変更届出書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無	
記録情報の経常的提供先（記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先）	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	課所名	観光課
	所在地	さいたま市浦和区高砂 3－1 5－1（第二庁舎 1 階）
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	根拠法令	—
	内容	—
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別		電算処理ファイル
（電算処理ファイルである場合） 利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	課所名	観光課
	所在地	さいたま市浦和区高砂 3－1 5－1（第二庁舎 1 階）

行政機関等匿名加工情報の概要		—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	課所名	—
	所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨		無
備考		